

軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)



令和 年 月 日

殿

※ 処理 区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理区分
	発信年月日	申告年月日			
	通信日付印	確認印			
個人番号又は法人番号		(右詰で記載)			
納税者の氏名又は名称		この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号		電話 ()	
納税者の住所又は所在地					

令和 年 月分

課税の区分	数量	課税の区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ①	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑯
	控除分 ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ②		控除分 ⑯のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途) ⑰
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ③		⑰-⑱のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑱
	差引計 ①-②-③ (ア)		差引計 ⑯-⑰-⑱ (イ)
(イ) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④	(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 ⑲ (カ)
	控除分 ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑤	(キ) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑳ (キ)
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑥	(ク) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量 ㉑
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑦		控除分 ㉑のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ㉒
④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑧	㉒のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ㉓	差引計 ㉑-㉒-㉓ (ク)	
差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ)			
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限り)	消費した炭化水素油の数量 ⑨	(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 (ケ)
	控除分 ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑩	合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	⑤
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑪		
差引計 ⑨-⑩-⑪ (ウ)	納付すべき軽油引取税額	円× ㉔	円
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫	添付免税証 枚 (リットル分)	
	控除分 ⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑬		
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭		
	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮		
差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (エ)			

第十六号の十二様式(提出用)

(用紙日本工業規格A4) (第八条の二十八関係)

備 考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれか一に該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納 税 地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) (カ)欄に該当する者 譲渡年月日
 - (2) (キ)欄に該当する者 消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。